

# 自転車等放置規制区域及び駐輪場位置図

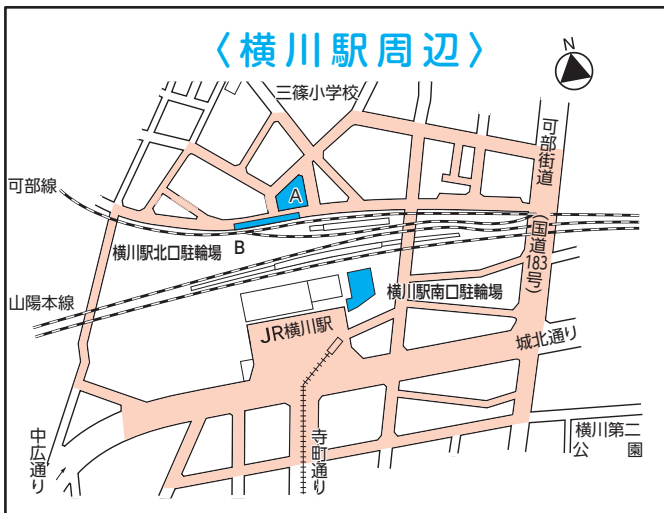
(令和4年4月1日現在)

自転車等放置規制区域内の道路や公園等に放置された自転車やバイクは、条例に基づき撤去します。

(放置とは、利用者等が自転車・バイクから離れて直ちに移動することができない状態をいいます。\*時間は関係ありません。)

撤去の際、柵等の工作物にチェーン等でつながれていた場合、やむを得ず切断します。 \*損害については責任を負いません。

右図は放置規制区域を示します。



## ●駐輪場の利用料金

一時利用(1日につき)…自転車100円、バイク250円  
 登録利用(1か月につき)…自転車1,500円、バイク2,500円  
 (稲荷町、大手町三丁目、小町第一・二・三、富士見町第一・二・三  
 駐輪場の登録利用料金は、自転車1,300円、バイク2,300円)

※登録利用の受付について  
 広島県ビルメンテナンス協同組合 TEL(082)242-7330  
 (民間路上駐輪場の利用料金は、アマンマネジメントサービス(株)  
 (0120-036-548)にお問い合わせください。)

## ●撤去した自転車・バイクの保管場所

広島市西部自転車等保管所  
 所在地/西区扇二丁目1番地 TEL(082)277-7916  
 広電草津南駅から徒歩約15分  
 広島バス28号(鈴商)線 LECTバス停から徒歩約5分

## ●引き取りに必要なもの

- ①カギ、身分証明書(免許証・学生証など本人が確認できるもの)
- ②撤去保管に要した費用  
 自転車 2,200円 原動機付自転車(50cc以下) 4,400円  
 自動二輪車 5,500円

●保管期間 1か月(これを過ぎたものについては処分します。)

●開所時間 午前10時30分から午後7時まで

●休所日 国民の祝日に関する法律に規定する休日  
 12月29日～31日、1月2日～3日



自転車盗難が多発しています 確実な鍵掛けと防犯登録をしましょう



(道路交通局自転車都市づくり推進課・区役所維持管理課)  
 令和4年4月発行